



福県医発第 2492 号（地）
令和 2 年 12 月 24 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の
一部改正について」等の一部訂正について

今般、令和 2 年 9 月 30 日付け保医発 0930 第 4 号における「「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について」（令和 2 年 10 月 16 日付け福県医発第 1968 号（地））及び令和 2 年 11 月 30 日付け保医発 1130 第 3 号における「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（令和 2 年 12 月 15 日付け福県医発第 2422 号（地））の通知内容の一部訂正について、日本医師会を通じて厚生労働省保険局医療課より事務連絡がありましたのでお知らせ致します。

つきましては、今回の訂正内容について、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(保292)

令和 2 年 12 月 18 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について
等の一部訂正について

下記の通知について、厚生労働省保険局医療課より一部訂正の事務連絡がありましたので、お知らせ致します。

今回の訂正は、令和 2 年 9 月 30 日付け保医発 0930 第 4 号における「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について」及び令和 2 年 11 月 30 日付け保医発 1130 第 3 号における「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の内容の訂正になります。

つきましては、今回の訂正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

(添付資料)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について」等の一部訂正について（令 2. 12. 11 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 2 年 12 月 11 日

地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課 都道府県民生主管部(局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 (部)	}	御中
--	---	----

厚生労働省保険局医療課

「「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
等の一部改正について」等の一部訂正について

令和 2 年 9 月 30 日付け保医発 0930 第 4 号における「「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について」及び令和 2 年 11 月 30 日付け保医発 1130 第 3 号における「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」につきまして、別添のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

記

- 別添 1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について（令和 2 年 9 月 30 日付保医発 0930 第 4 号）
- 別添 2 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和 2 年 11 月 30 日付保医発 1130 第 3 号）

(別添 1)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 9 号) の一部改正について

- 2 の 3 の 132(3)中の「脳動脈瘤治療用フローダイバーター」を「脳動脈瘤治療用フローダイバーター システム又は中心循環系血管内塞栓促進用補綴材」に改める。

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号) の一部改正について

1 別添 1 の第 2 章第 1 部 B 0 0 1 - 3 - 2 に次を加える。

~~(14)~~ (15) 区分番号「B 0 0 1 - 3 - 2」に掲げるニコチン依存症管理料を算定する患者に対し、ニコチン依存症の喫煙者に対する禁煙の治療補助を目的に薬事承認されたアプリ及びアプリと併用するものとして薬事承認された呼気一酸化炭素濃度測定器を使用し禁煙に関する総合的な指導及び治療管理を行った場合は、初回時に区分番号「C 1 1 0 - 2」に掲げる在宅振戦等刺激装置治療指導管理料の「注 2」に掲げる導入期加算の所定点数を準用して 1 回に限り算定する。なお、当該点数は過去 1 年間のニコチン依存症管理料の平均継続回数が 2 回以上である保険医療機関で本品を使用した場合にのみ算定できる。ただし、過去 1 年間にニコチン依存症管理料の算定の実績を有しない場合は、この限りではない。また、呼気一酸化炭素濃度が上昇しないたばこを使用している場合には当該点数は算定できない。

~~(15)~~ (16) 区分番号「B 0 0 1 - 3 - 2」に掲げるニコチン依存症管理料を算定する患者に対し、ニコチン依存症の喫煙者に対する禁煙の治療補助を目的に薬事承認されたアプリ及びアプリと併用するものとして薬事承認されたる呼気一酸化炭素濃度測定器を使用した場合は、初回時に区分番号「C 1 6 7」に掲げる疼痛等管理用送信器加算の所定点数 4 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、当該点数は過去 1 年間のニコチン依存症管理料の平均継続回数が 2 回以上である保険医療機関で本品を使用した場合にのみ算定できる。ただし、過去 1 年間にニコチン依存症管理料の算定の実績を有しない場合は、この限りではない。また、呼気一酸化炭素濃度が上昇しないたばこを使用している場合には当該点数は算定できない。